

令和3年5月26日

五所川原市の保育所等及び放課後児童クラブに
児童が在籍する保護者の勤務先事業者の皆様へ

五所川原市長 佐々木 孝昌

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止における保育所等及び 放課後児童クラブ利用児童の保護者への配慮について（お願い）

五所川原保健所管内において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されており、本市におきましては、感染拡大防止の観点から、保育所等及び放課後児童クラブを利用する保護者の皆様へ、家庭での保育が可能な場合は保育所等及び放課後児童クラブの利用を控えていただく場合があります。

つきましては、事業者の皆様には次のとおりご理解とご協力をお願いいたします。

五所川原市の保育所等及び放課後児童クラブを利用されている保護者の皆様には、本市より保育所等や放課後児童クラブの登園回避のお願いをすることがありますので、事業者の皆様におかれましては、在宅勤務や自宅待機など、市からのお願いに沿った行動ができるよう、特段の配慮をお願いします。

なお、この場合で、子どもの世話をを行うことが必要になった労働者に対し、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた中小企業は、厚生労働省の「両立支援等助成金育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）の対象となる場合があります。

詳しくは青森県労働局へお問い合わせいただくか、厚生労働省ホームページをご参照ください。

【青森労働局雇用環境・均等室】

電話：017-734-4211 受付時間：8:30～17:15（土日祝日を除く）

【厚生労働省のHP】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html